

DISCLOSURE2021

令和2年度 興栄信用組合 ディスクロージャー誌



興栄信用組合



当組合の概要

名 称	興栄信用組合(略称・こうえい)
本店所在地	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地 (TEL 025-262-3331)
創 立	1956年9月1日
出資金(資本金)	176百万円
店 舗 数	5店舗
組 合 員 数	9,408名
預 金 残 高	25,311百万円
貸 付 金 残 高	10,536百万円

(令和3年3月末現在)

目 次

1 ごあいさつ	1
2 経営理念	1
3 事業の概況	2
4 組合の沿革	3
5 業績のご案内	4
6 リスク管理体制等	6
7 総代会	8
8 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10
9 こうえいと地域	12
10 資料編(目次)	16
11 経理・経営内容	17
12 自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)に基づく開示	24
13 預金関係	29
14 貸出金関係	30
15 有価証券関係	34
16 その他の業務	36
17 主な手数料一覧	36
18 主要な事業の内容	37
19 開示項目一覧	40



ごあいさつ

ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

皆様から、当組合へのご理解を深めていただけるよう、経営内容の開示資料として「令和2年度ディスクロージャー誌」をまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

興栄信用組合は、地域に根差した金融機関として、皆様に安心してお取引いただけるよう経営の健全性を維持し、地域の皆様にお役に立てる金融機関を目指し、地域金融の円滑化と金融サービスの向上を図り、地域社会の発展に貢献できますよう役職員一同、一層の努力をいたす所存でありますので、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 **清水一男**



経営理念

経営理念

興栄信用組合は、協同組織による地域金融機関として
地域社会の豊かさに貢献し、
信用第一を旨に目標達成のため、常に前進努力する。

1. 興栄信用組合は「地域のもの」
2. 興栄信用組合は「地域を大切にし、そして奉仕する」
3. 興栄信用組合は「地域とともに発展する」

経営方針

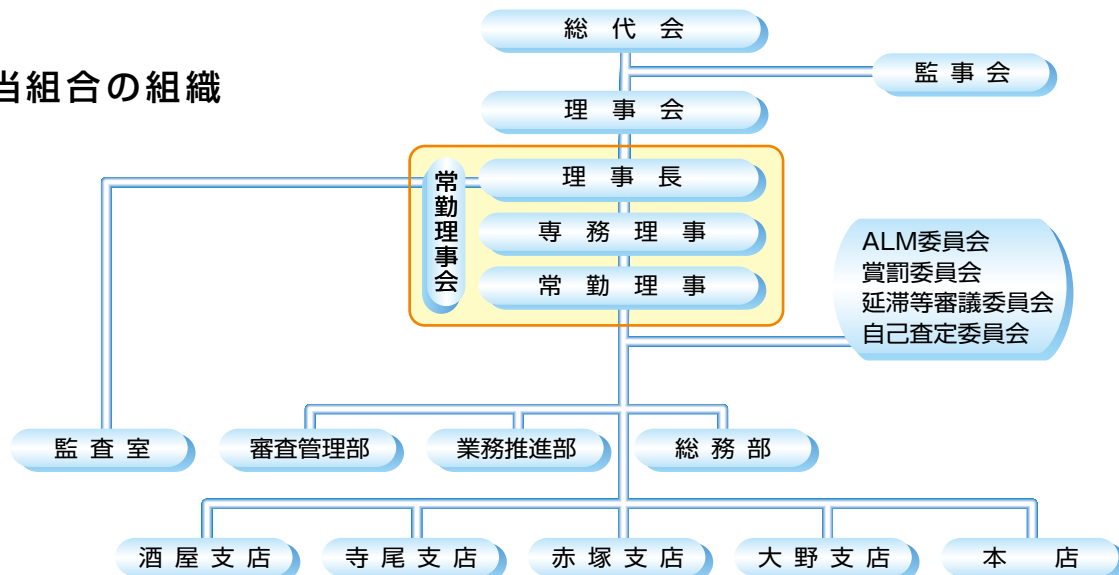
健全経営を保持すると共に、成長性の確保と収益力の向上に努める。

経営管理、法令等遵守、リスク管理態勢の整備・強化を図って行く。

地域金融の円滑化に努め、地域の発展や生活の質の向上に貢献することで、地域での役割を果たして行く。

事業の概況

当組合の組織



役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

理事長(代表理事)	清水 一 男	理事(非常勤)	林 浩 則
専務理事(代表理事)	山本 敏 行	理事(//)	長谷川和哉
理事(常 勤)	太田 則 天	監事(//)	横山 榮 一
理事(//)	若杉 潤 一	監事(//)	五十嵐健市
理事(非常勤)	濱 倉 太 門		

(令和3年6月25日現在)

注)当組合は、職員出身者以外の理事(3名)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

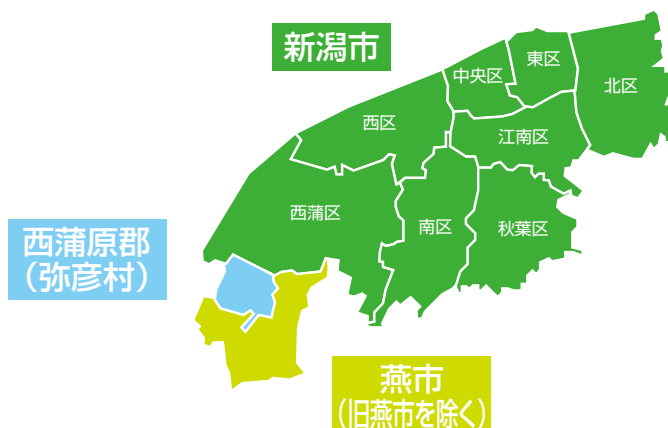
店舗一覧 (令和3年7月現在)

			ATM
本 部	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地	025(263)1888(代)	—
本 店	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地	025(262)3331(代)	1台
大野支店	〒950-1111 新潟市西区大野町3282番地1	025(377)2443(代)	1台
赤塚支店	〒950-2261 新潟市西区赤塚字稲場4981番地1	025(239)2145(代)	1台
寺尾支店	〒950-2054 新潟市西区寺尾東2丁目23番29号	025(268)3631(代)	1台
酒屋支店	〒950-0324 新潟市 江南区酒屋町字屋敷付840番地	025(280)2570(代)	1台

※現金自動預払機(ATM)は全店に設置してあります。

営業地区一覧

- ・新潟市全域
- ・燕市(旧燕市を除く)
- ・西蒲原郡(弥彦村)

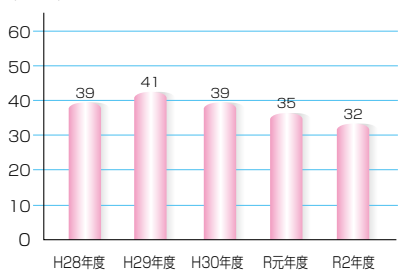


組合の沿革

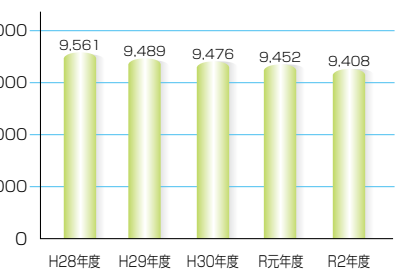
当組合のあゆみ(沿革)

昭和31年 9月	西蒲原郡内野町大字内野1011番地に事務所を開設。内野信用組合として営業開始。
34年10月	西蒲原郡内野町大字内野537番地に事務所を新築移転。
38年 6月	大野出張所開設。
39年11月	大野出張所、支店に昇格。
40年12月	西蒲原郡黒埼村大字金巻3282番地1に大野支店事務所を新築移転。
41年 8月	赤塚出張所開設。
43年 5月	赤塚出張所、支店に昇格。
45年 9月	新潟市赤塚字稲場4981番地1に赤塚支店を新築移転。
49年12月	内野信用組合を興栄信用組合に改称。
//	新潟市五十嵐下谷内4450番地2に寺尾支店を開設。
53年 4月	新潟市内野町1066番地に本店事務所を新築移転。
55年 9月	酒屋支店開設。
58年 6月	営業地区を新潟市、白根市、新津市、西蒲原郡とする。
58年10月	大野支店事務所を新築。
平成 3年 3月	新潟市酒屋町字屋敷付840番地に酒屋支店を新築移転。
3年11月	信組情報サービス株式会社(SKC)へ電算業務移行。
5年 3月	預金積金200億円達成。
平成17年 8月	当組合地区外で新潟市と合併した「旧豊栄市、旧小須戸町、旧横越町、旧亀田町」について地区拡張を行う。
令和 3年 4月	酒屋支店をサテライト店舗に移行。

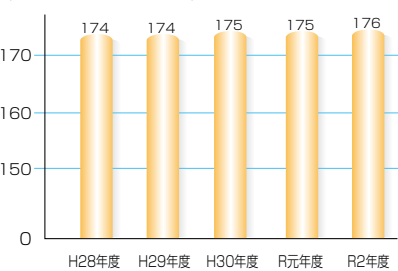
職員数
〈単位:人〉



組合員数
〈単位:人〉



出資金
〈単位:百万円/単位未満切り捨て〉



鷺ノ木桜遊歩道公園

令和2年度 経営環境・事業概況

国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から引き続き厳しい状況にあり、政府による資金繰り支援特別プログラムを始めとする金融緩和措置が続けられております。企業部門では、低迷していた海外経済の復調を受け設備機器製造等が回復基調にあるものの対面型サービス業は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、行動変容に対応する取組が求められております。家計部門では、雇用情勢は低調で推移しているものの個人消費は回復基調で推移しております。地方経済も、国内外経済の影響から住宅設備・公共投資の低調から依然として厳しい状況にあります。企業収益も下げ止まった状況の企業があるのが現状で、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込まれます。

こうした状況の下で、昨年5月より、政府による事業者への資金繰り支援として実質無利子・無担保融資が開始され、本部・営業店が一体となって、地域の事業者にしっかり寄り添い、円滑な実行を行うことで取引先の資金繰りを支え、また、給付金・補助金等の情報提供や申請のお手伝いを行ってまいりました。

その結果、預金・貸出金ともに、大幅に増加し、預金積金残高では、前期比1,484百万円増加し、25,311百万円となり、貸出金は1,219百万円増加し、10,536百万円となりました。

一方、収益面では、貸出金の増加や余資の運用による資金運用収益の増収や経費の削減により経常利益は16百万円、当期純利益は、15百万円を計上いたしました。

その結果、自己資本比率は、リスクアセットの増加により前期比0.09ポイント減少しましたが、15.24%と国内基準を大きく上回っており、健全性を維持しております。



佐瀧公園

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

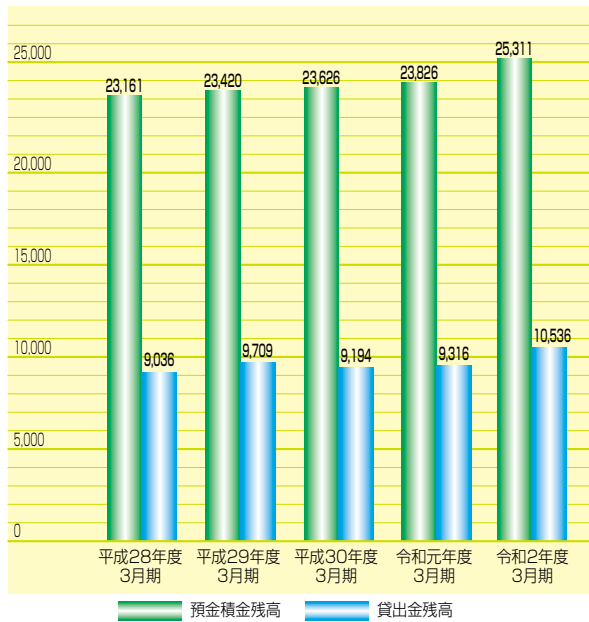
区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	383,410	376,007	527,080	353,376	357,083
経常利益(損失)	15,382	17,408	149,061	8,371	16,184
当期純利益(損失)	13,176	15,158	145,859	6,829	15,320
預金積金残高	23,161,175	23,420,544	23,626,935	23,826,728	25,311,422
貸出金残高	9,036,123	9,709,727	9,194,510	9,316,740	10,536,609
有価証券残高	5,792,603	5,728,510	6,283,980	6,509,014	6,872,103
総資産額	25,083,600	25,134,315	25,749,950	25,767,676	28,159,152
純資産額	1,779,699	1,733,888	1,937,246	1,806,565	1,969,499
自己資本比率(単体)	15.75%	15.31%	15.89%	15.33%	15.24%
出資総額	174,658	174,870	175,588	175,971	176,510
出資総口数	174千口	174千口	175千口	175千口	176千口
出資に対する配当金	6,972	5,240	5,256	5,274	5,286
職員数	39人	41人	39人	35人	32人

(注) 1 残高計数は期末日現在のものです。

2 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 預金積金残高および貸出金残高

(単位：百万円)



預金積金残高

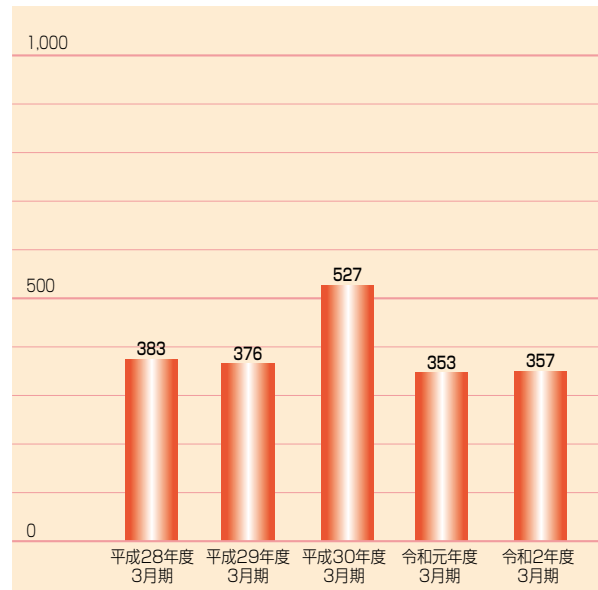
253億11百万円

貸出金残高

105億36百万円

■ 経常収益

(単位：百万円)



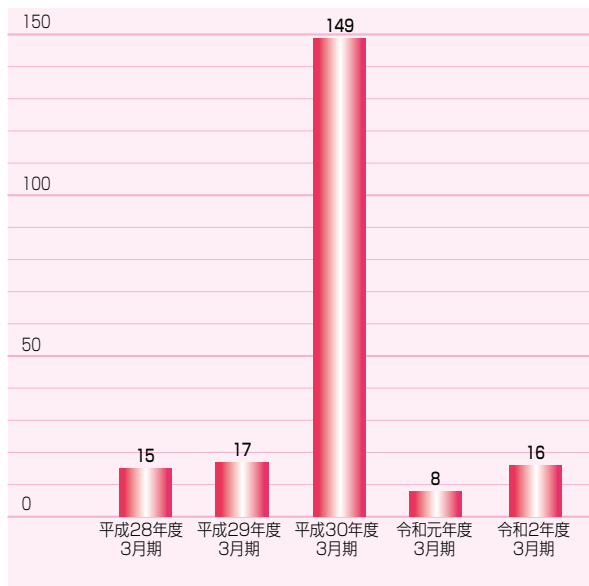
経常収益

3億57百万円

貸出金の利息収入や預け金利息、有価証券利息配当金など、本来の営業活動による収入をあらわします。

■ 経常利益

(単位：百万円)



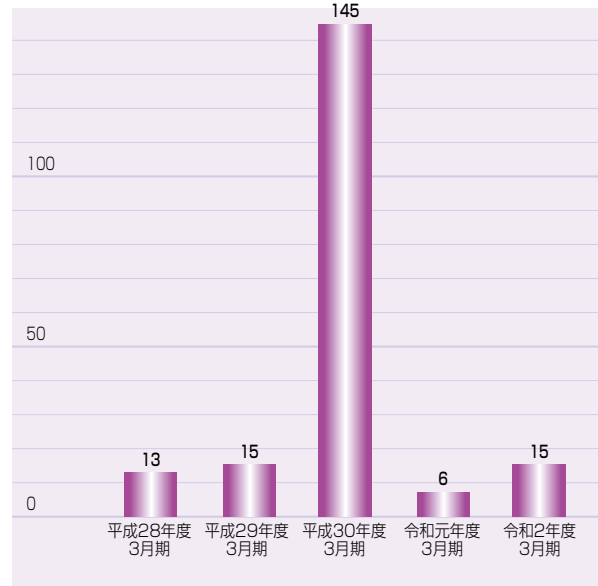
経常利益

16百万円

経常収益から経常費用を引いたもので、本来の営業活動によって得た利益をあらわします。

■ 当期純利益(損失)

(単位：百万円)



当期純利益

15百万円

経常利益に特別利益、特別損失を加減し、税金等も差し引いた最終的な利益で一般に言う“もうけ”になります。

リスク管理体制等

■リスク管理体制

当組合の各業務において発生する様々なリスクを統合的に把握し、当組合の意思決定に必要な情報を集約する組織としてALM委員会を設けリスク情報に基づく業務運営方針、リスク管理体制に関する検討を行っております。

また、リスク管理規程および管理要領に定める各種リスクに対して、リスクごとに管理部署を定め適切なリスク管理をする体制を構築しております。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が回収できなくなるリスクをいいます。

当組合では、融資審査にあたり財務状況、資金使途、返済財源が的確に把握されているかを検証し、健全な融資態度で審査にあたっております。

貸出資産の健全性を維持するため、延滞等審議委員会において管理強化をはかると共に毎期「自己査定基準」に基づき自己査定を実施して「償却・引当計上基準」に基づき適正な償却・引当を実施しております。

【市場関連リスク管理】

市場関連リスクとは、国内外の株式市場、外国為替市場等の相場変動により、損失を被るリスクのことです。

当組合では「余裕資金運用基準」、「有価証券保有目的区分基準」、「有価証券減損処理基準」等の規程整備を行うと共に、経済情勢や金利動向の変化に対するリスクの回避と安定的な収益確保のためALM委員会を開催して資産負債の総合的な管理を図っております。

【事務リスク管理】

事務リスクとは、事務ミスや不正などの発生により利益や信用が失われるリスクをいいます。

当組合では、各本店において事務水準の向上、事務処理の適正化に努めると共に、「内部監査規程」に基づき予告なしの臨店監査を本部営業店に対して実施しております。また各本店において「自店検査実施要領」に基づき毎月店内検査を実施して、相互牽制を図り、事務事故の防止に万全を期しております。

■法令遵守(コンプライアンス)体制

法令遵守・諸規程及び指示事項の遵守・不祥事件の未然防止・自店検査の強化・苦情処理体制の強化を徹底して実行するため組合全体のコンプライアンス・プログラムを策定しております。

また本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を配置して各職場の指導・啓発に努めるとともに、コンプライアンス担当者会議を通じて各本店で発生した苦情等についての情報を全店で共有し、再発防止に役立てております。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■勧誘方針

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などでの勧誘は行いません。

■苦情処理及び紛争解決措置の内容

【苦情処理措置】

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【興栄信用組合総務部】0120-607-999

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.koue.shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話：0570-022808）

【紛争解決措置】

新潟県弁護士会 示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【新潟県信用組合協会】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：025-247-7433

所在地：〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代 1-1-28

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5

■個人情報保護

当組合では、個人情報に係る関係法令や金融庁ガイドライン等を遵守するため個人情報保護規程を定め、お客さまからご提供いただいた個人情報の適切な保護に努めています。また、個人情報保護に関する基本方針は「個人情報保護宣言」として店頭やホームページなどで公表しています。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下法令等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合の窓口等に掲示することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人情報の第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
 - (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合
- なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人情報の委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人情報の共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)(2)(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に対応してまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

総務部 TEL 263-1888
FAX 263-1650
eメール koei-shinkumi@nifty.com

以上
（平成29年4月改）

■組合員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代会とは？

信用組合は、組合員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。その意見は、出資口数に関係なく一人一票の議決権として総会を通じて信用組合の経営に反映することとなります。しかし、当組合では、組合員数が多いことから組合員全員による総会の開催は現実的ではありません。そこで当組合では組合員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算事項の承認、定款変更、役員(理事、監事)選任等の経営の重要事項を決議する当組合の最高意思決定機関です。したがって総会に代わる総代会は、総会同様に組合員一人一人の意見が経営に反映されるよう、組合員の中から定款の規定に従い適正な手続を経て選任された総代の方たちより運営されております。

総代会とその選任方法

総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、100人以上105人以下と定款に規定され、総代選挙規定により地区別定数を定めております。

総代の選任方法

- ・ 組合員の中から、組合員5名以上の推薦を受けた立候補者を受付、地区毎に選挙会を開催し選出致します。
- ・ 総代の選出については、当組合内部規定に基づき行なっております。

総代会の議事内容

令和3年6月25日に第66期通常総代会を当組合本店で開催し、下記の報告事項および議決事項が付議され、それぞれ承認可決されました。

- ・ 報告事項 第65期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告の件
- ・ 議決事項
 - 第1号議案 第65期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類承認の件
 - 第2号議案 第65期剰余金処分案承認の件
 - 第3号議案 第66期事業計画および収支予算案承認の件
 - 第4号議案 理事および監事の役員報酬総額決定の件



総代選挙規程

(目的)
第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(選挙)
第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。
第3条 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行い、3. 総代の選挙は、任期満了の日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)
第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第7条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。
第5条 2. 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。
(1) 成年被後見人又は被後佐人
(2) 破産者で復権のできない者
(3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数)
第6条 選挙区及び総代の定数は、定款で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)
第7条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と周知)
第8条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。
(1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数
(2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法
(3) 選挙期日
(4) 投票の開始及び終了の時間
(5) 投票すべき場所
(6) 選挙人名簿の閲覧期間・閲覧時間・場所
(7) 選挙長、地区選挙管理人(以下「選挙管理人」という。)及び地区選挙立会人(以下「選挙立会人」という。)の氏名
(8) その他当組合が必要と認めた事項
2. 選挙長が必要と認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にするすることができる。
3. 選挙長は、やむを得ない事由があるとき、第1項各号に定める事項を変更することができる。
この場合においては、その旨を速やかに公告する。

(選挙人名簿)
第9条 選挙人名簿は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。
2. 選挙長は第6条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の閲覧に供するものとする。
3. 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録を求めることができる。ただし、選挙長は、正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を拒否することができる。
4. 前項の選挙人名簿は、選挙期日の前々月の末日に確定する。
5. 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

(候補者の届出)
第10条 総代選挙の立候補は、その選挙会の20日前までに所属する選挙区別の他の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙長に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。
2. 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て、所属する選挙区の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙長に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。
3. 前2項により届け出られた者を候補者とする。

(候補者の公告)
第11条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告する。
(1) 理事会の定めた選挙期日及び場所
(2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数
(3) 候補者の属性(氏名・年齢・性別等)
(4) その他必要と認めた事項
2. 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告する。

(選挙長)
第12条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を統括する。

(選挙管理人)
第13条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。
2. 選挙長は、選挙区毎に組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱する。被委嘱者からはその承諾書を徴求する。
3. 選挙管理人は、候補者になることはできない。
4. 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

(選挙立会人)
第14条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから選挙立会人を委嘱する。被委嘱者からはその承諾書を徴求する。
2. 選挙立会人は、候補者になることはできない。
3. 選挙立会人は、投票及び開票に立ち会う。

(選挙補助者の指名)
第15条 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(投票用紙)
第16条 投票用紙及び書面による投票用の封筒の様式は、選挙長が定める。
2. 選挙長は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式を定めることができる。

(投票)
第17条 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。
2. 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。

(不在投票)
第18条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第17条の規定に従って、書面をもって、投票を行うことができる。

(書面による投票の方法)
第19条 組合員が、書面により投票を行うときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒の交付を請求する。
2. 選挙長は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。

(代理人による投票の方法)
第20条 代理人による投票は行うことができないものとする。
(代理人による) 身体の不随又は文言により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。
(1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者(以下「投票補助者」という)2名を定める。
(2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1名がこれに立ち会う。
(3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

(投票の拒否)
第21条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

(投票の終了)
第22条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。
2. 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)
第23条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)
第24条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)
第25条 次に掲げる投票は、これを無効とする。
(1) 所定の用紙を用いないもの
(2) 候補者の氏名(のほかに他事を記載したもの)又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に○印以外の氏名を記載したもの
(3) 選挙すべき総代の定数を超過して候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超過して○印をつけたもの
(4) 投票した候補者の氏名が確認できないもの
(5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
(6) 白紙で提出したもの

(当選人)
第26条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に達するまでの者とする。当選人を決定するに当り得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

(無投票当選)
第27条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超過しないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。
2. 前項の規定により投票を行わなかったときは、選挙長はその旨を公告する。

(当選人の発表・報告等)
第28条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告しなければならない。
2. 選挙長は、当選人に対して、当選の通知を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(就任)
第29条 当選人が、第27条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書を選挙長に提出するものとする。
2. 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとする。
3. 前2項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第32条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

(当選人の繰上補充)
第30条 第28条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。
2. 前項の場合には、前条の規定を準用する。

(総代選挙録)
第31条 選挙管理人は、総代選挙録(以下「選挙録」という)を作成しなければならない。
2. 選挙録には、選挙の経過及び開票を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。
3. 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中に保存しなければならない。

(補充の選挙)
第32条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届出た候補者をもって当選人と定め、不足数については連帯なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の任期満了の選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数に対して同様に補充する。

(補欠の選挙)
第33条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は連帯なく補欠選挙を行う。
2. 補欠の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う。

(細則)
第34条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規程に定めがない事項の取扱い等は理事会が決定する。

(敬称略 地区別五十音順)

本店地区 (定数56名)	青池 昭一⑨	赤川 浩之③	朝倉 裕治⑥	飯塚 和憲⑥	伊藤 甲一⑥
	伊藤 尚③	伊藤 勝③	岩崎 久弥①	太田 一昌①	岡 優史④
	岡澤 喜義③	岡本 健④	片岡 洋男⑥	幸田 泰隆②	古島 正幸⑧
	小竹 正④	児玉 一好⑦	児玉 哲夫⑧	小林 清則③	小林 正幸③
	小林 喜輝①	古俣 昭禎⑤	古俣 厚史④	古俣 金由⑥	古俣 伸一⑤
	古俣 侃⑥	清水 陽吉⑤	鈴木 卓郎③	瀧澤 鉄男⑥	田中 一③
	玉木 晴夫①	土橋 幸一④	永井 勝男③	中野 輝男③	中野 政弘①
	中野 吉彦⑥	中村 裕⑨	濱倉 太門⑨	廣澤 裕①	藤田 智②
	古井 文雄④	堀井 武久④	堀井 利政④	松澤 哲三④	松山 幸蔵⑨
	山川 秀雄④	山下 敬④	横山 榮一④	吉倉 正明⑤	若杉 太郎③
	渡辺 和博②	渡邊 祥一⑨	渡邊 二三夫③	渡辺 由則④	
大野支店地区 (定数16名)	石川 弘②	海老名 秀貴①	大野 正博⑥	柄沢 正彦⑥	小林 初男①
	佐藤 新②	佐藤 文則②	高橋 直義⑦	田中 正三①	長谷川 和哉③
	前田 幸一①	松井 弘光④	宗村 功①	山田 忠⑩	若林 保雄⑧
赤塚支店地区 (定数15名)	青柳 晴樹②	朝妻 勝光③	安沢 昌和⑧	石黒 弘二⑦	小竹 一夫④
	斎藤 昭弘⑥	中原 英雄④	林 浩則⑤	原田 秀一②	広沢 芳男⑤
	三谷 忠弘⑥	山川 高明③	山本 光好③	涌井 栄一④	涌井 雄允①
寺尾支店地区 (定数9名)	五十嵐 健市④	五十嵐 毅⑥	猪爪 重彦⑨	坪谷 義則②	中野 幸夫①
	南波 健④	西脇 秀雄②	堀井 賢司②	渡辺 政孝⑧	
酒屋支店地区 (定数9名)	飯野 正浩②	石田 勇雄⑤	小野 正博⑤	児玉 政昭②	斎藤 雅則②
	澤口 勝一③	友坂 弘之④	藤田 眞洲夫⑧	山賀 秀昭①	
合計(定数105名)	(総代の属性別構成比) 職業別：個人4.9%、個人事業主40.2%、法人役員54.9%、 年代別：40代以下2.9%、50代21.6%、60代40.2%、70代30.4%、80代以上4.9% 業種別：製造業6.2%、農業4.1%、建設業35.1%、卸売業・小売業30.9%、不動産業4.1%、飲食業6.2%、その他サービス業13.4% ※業種別は法人役員、個人事業主に限る。				

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。
(注2)就任回数が10回を超えている場合は◎で表示しております。

令和3年6月25日現在(102名)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当組合は新潟市・燕市(旧燕市を除く)・西蒲原郡を営業区域とし地元の中小零細企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展して行くという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さまの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し地域社会と文化の向上に積極的に取り組んでおります。令和2年度の取組み実績を以下の通り取りまとめましたのでお知らせ致します。

1. ライフスタイルに応じた取引先企業の支援強化

① 経営改善支援等の取組み実績

お取引先企業の経営改善支援のため店舗長、融資担当役席者がお取引先企業に定期的に訪問し、経営改善計画策定のサポートと、経営改善計画実現に向けたサポートを行ってまいりました。また、経営改善支援の取組み先に限らず、お取引先企業の依頼がある場合は、より専門性の高いアドバイスを行うため、外部専門機関を活用し、中小企業診断士等による経営改善計画策定を行うと共に、策定後は改善計画のモニタリングと共にアドバイス等のコンサルティングに努めております。

(単位:先数、%)

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α			経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ			
85	7	0	7	8.2%	0.0%	100.0%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和2年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初から変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

② 創業・新事業支援への取組み

創業先3先に対し創業資金として7百万円の融資実行を行いました。

③担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

- 財務制限条項を活用した商品による融資実績…1件11百万円の実行を行いました。
- 動産・債権譲渡担保融資の実績…令和2年度中の取扱いはありませんでした。
- ノン・リコースローンの実績…令和2年度中の取扱いはありませんでした。
- 財務諸表が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資…令和2年度中の取扱いはありませんでした。

④外部支援機関の中小企業支援策活用の取組み

当組合は、取引先に対し新潟県よろず支援拠点(にいがた産業創造機構)や新潟県中小企業再生支援協議会(経済産業省)等の外部支援機関の紹介、連携によるサポートを行っております。
また、各種補助金事業の紹介等も行っております。

2.地域活性化につながる多様なサービスの提供

- 相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関としての務めを果たすため、固定金利型住宅ローンの優遇金利条件に地域活性化につなげるための一助として下記の2項目を取り入れております。
 - 地元商工会会員業者を利用して住宅を取得する場合、基準金利から▲0.1%
 - 当組合のお取引先企業にお勤めの従業員の方、基準金利から▲0.1%
- 地域の事業者の方々に低利資金の提供を行うためリレーションシップバンキングの取組時から期間限定で取扱いしている固定金利型特別融資を令和2年度は下期に取扱いを行いました。
- 経営課題を抱えているものの事業意欲のある事業者の方々の資金繰りの円滑化に資するため、借換資金も可能とする特別融資「こうえい金融円滑化資金」を平成26年6月から取扱い通算で29件108百万円の新規実行を行っております。

3.「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み状況】

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	76件	145件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.40%	52.34%
保証契約を解除した件数	9件	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

4.「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえた取組み

「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえ、令和2年5月より「実質無利子・無担保融資」の取扱いを行うと共に、既存融資の貸付条件の変更等への対応を行い、取引先の資金繰り支援に取り組んでまいりました。

(単位:件、百万円)

実質無利子・無担保融資			融資対応実績(令和2年5月～令和3年3月)		
令和2年5月～令和3年3月			融資実績 (実質無利子、無担保融資含む)		条件変更
申込受付件数	融資決定件数 (保証承諾件数)	融資決定金額 (保証承諾金額)	実行件数	実行金額	実行金額
197	192	2,056	216	2,226	1,103

■文化的・社会的貢献活動

当組合は、「地域のもの」「地域を大切に、そして奉仕する」「地域とともに発展する」を経営理念としております。主なる貢献活動として、下記のとおり実施しております。

(1) 社会福祉事業への協力

平成9年度より、地元の社会福祉事業に役立てていただくため、新潟市社会福祉協議会に対しまして寄付を継続しております。

また、「しんくみの日」に因みまして、例年9月3日には地元の果物、新鮮野菜などのチャリティーバザールを開催し、その売上金を内野地区老人クラブ協議会及び西区老人クラブ赤塚地区協議会に寄付しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため「しんくみの日」のチャリティーバザールは中止しました。

(2) しんくみピーターパン募金

新潟県信用組合協会、オリエントコーポレーションと県内の信用組合が協力して、クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の利用代金の一部を、難病や障がいを持つ子供と家族の支援や、子供と家族の健全育成のための社会福祉事業の充実を目的に「しんくみピーターパン募金」活動をしております。

(3) 交通遺児基金への協力

平成9年より、毎年「チャリティーゴルフコンペ」を開催し、交通遺児のために役立てて頂くよう募金活動に協力しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため「チャリティーゴルフコンペ」は中止しました。

(4) 献血活動

毎年9月3日の「しんくみの日」にあわせて、役職員による献血を継続実施しております。



興栄信用組合

役職員数 : 36人
店舗数 : 5店舗



※地域に貢献する〈こうえい〉の状況

当組合は地元の中小零細企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展して行くという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

一人一人の顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し地域社会と文化の向上に取組んでおります。

預金を通じた地域貢献

当組合は、地域のお客様からお預かりした預金積金は、地域の中小零細業者・一般消費者の皆様への融資としての運用のほか預け金や有価証券による運用を行っています。

(1) 当組合の預金・積金状況

(単位:百万円)

科目別残高	預金・積金区分	令和2年3月	令和3年3月
	流動性計		7,115
定期預金		15,507	15,823
定期積金		1,203	1,212
合計		23,826	25,311
人格別残高	個人	18,262	18,856
	個人事業者	3,408	3,637
	法人	2,155	2,816
	合計	23,826	25,311

(2) 特別金利定期預金の状況

当組合では、夏期・冬期の期間限定で特別金利を付した定期預金の取扱をしております。

(単位:百万円)

特別金利定期	令和2年3月	令和3年3月
	1,154	1,187

融資を通じた地域貢献

当組合は、地域のお客様からお預かりした預金積金を、地域経済の活性化のため、お客様の様々な要望にお応えし、円滑な資金供給を通じてお客様や地域社会に還元しています。

令和2年度の預貸率は41.62%です。

(1)当組合の貸出状況

【貸出金状況】

(単位:百万円)

科目別残高	融資区分	令和2年3月	令和3年3月
	割引手形	12	27
手形貸付	485	435	
証書貸付	8,358	9,711	
当座貸越	460	362	
合計	9,316	10,536	
人格別	個人	1,891	2,077
	個人事業者	3,788	3,914
	法人	3,636	4,544
	合計	9,316	10,536

(2)制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県や新潟市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されご利用を頂いております。

【制度融資状況】

(単位:百万円)

	融資区分	件数	金額
新潟市	中小企業特別融資他	57	213
新潟県	新型コロナウイルス感染症対応資金他	190	1,901
合計		247	2,205

(3)特別融資の概要と実績

当組合では、中小零細企業者への経営安定と地域の資金ニーズにお応えするため、次のような融資要件の特別融資「あーよかった」を発売し好評を頂いております。

※ 融資金額：100千円以上30,000千円以内

※ 融資期間：1年以上10年以内

【特別融資状況】

(単位:百万円)

	商品名	件数	金額
証書貸付	あーよかった	155	445

ご融資・支援サービス

お客様 組合員



組合員数：9,408人
出資金：176百万円

地域サービスの充実

ATMの設置状況

全店舗全てにATM(自動預金払出機)を設置しております。なお、サービス内容は下記によるご利用ができます。

	稼働日		稼働時間			
	平日	土日祝日	平日 自	平日 至	土日祝日 自	土日祝日 至
本店	○	○	AM 8:00	PM 8:00	AM 9:00	PM 5:00
大野支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	-	-
赤塚支店	○	○	AM 8:00	PM 8:00	AM 9:00	PM 5:00
寺尾支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	-	-
酒屋支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	-	-

全国信組ネット状況

平成15年4月から全国の信用組合が提携して、現金自動預払機(CD-ATM)の利用手数料を無料化いたしております。

当組合は、このネット網「しんくみお得ねっと」サービスに参加しておりますので、「こうえい」のキャッシュカードは全国のどこでもお得で便利にお使い頂けます。

平成16年5月31日より、セブン銀行とのATM利用提携を行い、全国のセブンイレブン・イトーヨーカードーにあるセブン銀行ATM(ATMが設置されていない地域・店舗もございます。)で、当組合のキャッシュカードでのご入金、ご出金、残高照会にご利用いただけます。平日8:45~18:00 土日9:00~14:00は手数料が無料となります。それ以外の場合および祝日のご利用は110円の手数料がかかります。

■キャッシュカードお取扱上のご注意

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が増えています。被害を未然に防ぐため、キャッシュカードや暗証番号の管理には十分ご注意ください。偽造キャッシュカードを用いて預金が不正に引き出された被害の6割弱のケースで類推されやすい暗証番号を使用していたという調査結果もあります。

キャッシュカードをご利用のお客様で類推されやすい暗証番号を使用されているお客様はすみやかに暗証番号を変更してください。

※類推されやすい暗証番号

例)生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車等のナンバー等。

暗証番号の変更手続

本支店の窓口にご相談ください。またATMで簡単にキャッシュカードの暗証番号の変更手続ができますのでご利用ください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡

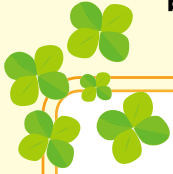
万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には下記緊急連絡先までご連絡ください。またキャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄りの警察にも届出てください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

受付曜日	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	0:00~8:45	047-498-0151	信組ATMセンター
		025-262-3331	本店
	025-377-2443	大野支店	
	8:45~17:00	025-239-2145	赤塚支店
		025-268-3631	寺尾支店
025-280-2570		酒屋支店	
17:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター	
	047-498-0151	信組ATMセンター	
土曜・日曜・祝日	0:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター

■こうえいトピックス

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から以下の行事・催物を中止等と致しました。



営業店後援会親睦旅行

例年は春先に各店舗毎、後援会の会員参加による一泊二日の親睦旅行を実施しております。[令和2年度は中止]

後援会長会議開催

例年8月に営業店後援会長会議を開催し、ディスクロージャー誌の説明と意見交換しております。[令和2年度は中止]



「しんくみの日」の行事開催

9月3日を「しんくみの日」として、例年「お客様ご来店感謝デー」「献血協力活動」「各店舗周辺の清掃活動」を実施しております。令和2年度は、お客様ご来店感謝デーを中止し、献血協力活動（職員7名実施）、清掃活動（全店）を行いました。



チャリティゴルフ大会開催

例年は秋にチャリティゴルフ大会を開催し、参加者の皆様からチャリティ募金を募り、交通遺児基金へ寄付しております。[令和2年度は中止]



内野まつりに参加

令和2年は開催されませんでした。例年は大民謡流しに全職員が参加し、また、内野町3区自治会の山車行列に本店職員が参加しております。





社会福祉協議会への寄付金贈呈

令和2年11月16日（月）社会福祉事業に役立てていただく為、新潟市社会福祉協議会に20万円寄付金を贈呈致しました。

「年金友の会」親睦旅行実施

例年は10月頃に「年金友の会」親睦旅行を開催しております。
[令和2年度は中止]



総代集会開催

例年は11月頃に総代の皆様にミニディスクロージャー誌で上期業績報告と意見交換を行っております。令和2年度は中止しましたが、ミニディスクロージャー誌の配布を行いました。

窓口営業時間変更(昼休み導入)のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合4店舗につきましては、少人数で、より安全かつ効率的な店舗運営を図るため、令和3年4月1日(木)より、下記の通り窓口の営業時間を変更して11時30分から12時30分までの1時間を昼休みとしております。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象店

大野支店

赤塚支店

寺尾支店

酒屋支店

窓口営業時間（平日） 午前の部 9:00～11:30
午後部 12:30～15:00

11:30～12:30は
昼休みといたします。

最寄り店（窓口営業時間に変更はございません）

店舗名	所在地	電話番号
本店	新潟市西区内野町1066番地	025-262-3331

※ATMコーナーの営業時間は、変更ございません。（昼休み中も通常通りご利用いただけます）

資料編



経理・経営内容	17
貸借対照表	17
損益計算書	19
剰余金処分計算書	20
報酬体系について	20
業務純益	21
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	21
粗利益	21
総資産利益率	21
総資金利鞘等	21
預貸率および預証率	21
受取利息および支払利息の増減	22
1店舗当りの預金および貸出金残高	22
常勤従業員1人当りの預金および貸出金残高	22
役員取引の状況	22
その他業務収益の内訳	23
経費の内訳	23
自己資本の構成に関する事項	24
自己資本の充実度に関する事項	25
信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)	26
信用リスク削減手法に関する事項	28
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	28
証券化エクスポージャーに関する事項	28
出資等エクスポージャーに関する事項	28
リスクウエイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	28
金利リスクに関する事項	28
自己資本調達手段の概要	29
預金関係	29
預金種目別平均残高	29
財形貯蓄残高	29
定期預金種類別残高	29
預金者別預金残高	29
貸出金関係	30
貸出金種類別平均残高	30
貸出金利別残高	30
貸出金使途別残高	30
個人ローン・住宅ローン残高	30
貸出金担保別残高	30
債務保証見返担保内訳	30
貸出金業種別残高・構成比	31
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	31
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	32
債権額及び個別引当の状況	32
金融再生法開示債権とリスク管理債権の比較	32
貸倒引当金の内訳	33
貸出金償却額	33
有価証券関係	34
有価証券種類別平均残高	34
公共債引受額	34
有価証券、金銭の信託等の取得価格 または契約価格、時価及び評価損益	34
有価証券の種類別残存期間別残高	34
満期保有目的の債券	35
その他有価証券	35
時価評価されていない有価証券の 主な内容及び貸借対照表計上額	35
金銭の信託	35
その他の業務	36
代理貸付残高の内訳	36
内国為替取扱実績	36
主な手数料一覧	36
主要な事業の内容	37
預金業務	37
ご融資／個人向け融資	38
ご融資／事業者向け融資	38
各種サービスのご案内	39
代理業務	39
開示項目一覧	40

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

資 産	令和元年度	令和2年度	負債及び組合員勘定	令和元年度	令和2年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	373,038	352,241	預 金 積 金	23,826,728	25,311,422
預 け 金	9,126,890	9,963,425	当 座 預 金	78,282	145,493
有 価 証 券	6,509,014	6,872,103	普 通 預 金	6,980,643	8,088,052
国 債	103,396	102,238	貯 蓄 預 金	9	9
地 方 債	339,697	326,578	通 知 預 金	1,335	-
社 債	2,414,926	2,570,506	定 期 預 金	15,507,999	15,823,377
株 式	83,260	105,904	定 期 積 金	1,203,266	1,212,621
そ の 他 の 証 券	3,567,734	3,766,876	そ の 他 の 預 金	55,191	41,867
貸 出 金	9,316,740	10,536,609	借 用 金	-	700,000
割 引 手 形	12,397	27,526	当 座 借 越	-	700,000
手 形 貸 付	485,792	435,632	そ の 他 負 債	35,585	38,067
証 書 貸 付	8,358,306	9,711,185	未 決 済 為 替 借	4,176	3,559
当 座 貸 越	460,244	362,265	未 払 費 用	9,979	15,784
そ の 他 資 産	238,239	242,657	給 付 補 て ん 備 金	938	1,053
未 決 済 為 替 貸	795	2,307	未 払 法 人 税 等	450	450
全 信 組 連 出 資 金	160,700	160,700	前 受 収 益	2,415	2,503
未 収 収 益	33,275	45,910	払 戻 未 済 金	113	20
そ の 他 の 資 産	43,469	33,739	リ ー ス 債 務	8,444	5,549
有 形 固 定 資 産	205,774	200,617	資 産 除 去 債 務	7,285	7,429
建 物	80,553	76,999	そ の 他 の 負 債	1,782	1,718
土 地	102,138	102,138	賞 与 引 当 金	6,213	6,080
リ ー ス 資 産	8,444	5,549	退 職 給 付 引 当 金	20,360	21,449
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	14,637	15,929	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31,520	21,770
無 形 固 定 資 産	1,031	1,031	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	-	1
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,031	1,031	偶 発 損 失 引 当 金	6,032	1,235
繰 延 税 金 資 産	617	-	繰 延 税 金 負 債	-	57,617
債 務 保 証 見 返	34,672	32,008	債 務 税 保 証	34,672	32,008
貸 倒 引 当 金	▲ 38,343	▲ 41,541	負 債 の 部 合 計	23,961,111	26,189,653
(うち個別貸倒引当金)	(▲ 36,076)	(▲ 37,559)	(純 資 産 の 部)		
合 計	25,767,676	28,159,152	出 資 金	175,971	176,510
			普 通 出 資 金	175,971	176,510
			利 益 剰 余 金	1,615,900	1,625,946
			利 益 準 備 金	175,588	175,971
			そ の 他 利 益 剰 余 金	1,440,312	1,449,975
			特 別 積 立 金	1,110,000	1,110,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金 (又 は 当 期 未 処 理 損 失 金)	330,312	339,975
			組 合 員 勘 定 合 計	1,791,871	1,802,456
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,693	167,043
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,693	167,043
			純 資 産 の 部 合 計	1,806,565	1,969,499
			合 計	25,767,676	28,159,152

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 24年～50年 その他 3年～15年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、1年間又は一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した平均値に基づき損失率に基づいて計上しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を計上して債権額から直接減額しており、その金額は282百万円であり、

7. 賞与引当金は、職員への賞与に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
年金資産の額 326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 282,169百万円
差引額 43,960百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）0.169%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,484百万円および別途積立金6,445百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金3百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
2. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 167百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 689百万円
4. 有形固定資産の圧縮記帳額 32百万円
5. 貸出金のうち破綻先債権額は67百万円、延滞債権額は159百万円であり、なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
7. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は287百万円であり、なお16～19に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、信組サークルについてリース契約により使用しています。
9. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、27百万円であり、担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 700百万円
担保資産に対応する債務 借入金 700百万円
上記のほか、為替取引のために預け金400百万円を担保として提供しております。
23. 出資1口当たりの純資産額は11,158円00銭です。
24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、貸出業務取扱規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、定期的には又は必要に応じて、経営陣による審査常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の情報の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理し、今後の対応策等の協議を行っております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、保有先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合全体の市場リスク量として用いるVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。
令和3年3月31日現在で、当組合の市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で329百万円でありました。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.5. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	9,963	9,971	7
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	350	328	△21
その他の有価証券	6,256	6,256	-
(3) 貸出金 (*1)	10,536		
貸倒引当金 (*2)	△41		
	10,495	11,038	543
金融資産計	27,064	27,594	529
(1) 預金積立	25,311	25,287	△24
(2) 借入金	700	700	-
金融負債計	26,011	25,987	△24

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸倒引当金、貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定し、当該現在価値とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表上の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一定の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	34
組合出資金 (*2)	160
合 計	195

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

2.6. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	－百万円	－百万円	－百万円
そ の 他	－百万円	－百万円	－百万円
小 計	－百万円	－百万円	－百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	－百万円	－百万円	－百万円
そ の 他	350百万円	328百万円	△21百万円
小 計	350百万円	328百万円	△21百万円
合 計	350百万円	328百万円	△21百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	71百万円	63百万円	7百万円
債 券	2,599百万円	2,510百万円	89百万円
国 債	102百万円	99百万円	2百万円
地方債	326百万円	306百万円	20百万円
社 債	2,170百万円	2,104百万円	66百万円
そ の 他	2,430百万円	2,279百万円	150百万円
外国証券	1,195百万円	1,143百万円	52百万円
その他	1,234百万円	1,136百万円	98百万円
小 計	5,100百万円	4,853百万円	247百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	－百万円	－百万円	－百万円
債 券	399百万円	403百万円	△3百万円
国 債	－百万円	－百万円	－百万円
地方債	－百万円	－百万円	－百万円
社 債	399百万円	403百万円	△3百万円
そ の 他	986百万円	1,000百万円	△13百万円
外国証券	693百万円	700百万円	△6百万円
その他	292百万円	300百万円	△7百万円
小 計	1,386百万円	1,403百万円	△17百万円
合 計	6,487百万円	6,256百万円	230百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。当事業年度における減損処理額はあります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し過去1年間に30%未満の下落率とならなかった場合（債券については格付がB B相当以上のものを除く）であります。

2.7. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

2.8. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
120百万円	31百万円	－百万円

2.9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	100百万円	311百万円	882百万円	1,704百万円
国 債	－百万円	102百万円	－百万円	－百万円
地方債	－百万円	105百万円	144百万円	76百万円
社 債	100百万円	103百万円	738百万円	1,628百万円
そ の 他	101百万円	512百万円	1,420百万円	1,122百万円
合 計	201百万円	823百万円	2,303百万円	2,826百万円

3.0. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,279百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,279百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の増減をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において、必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

3.1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券減損損失	7百万円
貸出金有価償却額	70百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	10百万円
固定資産減損損失	10百万円
減価償却超過額	9百万円
税務上の繰越欠損金（注）	55百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	194百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△55百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△132百万円
評価性引当額	△188百万円
繰延税金資産合計	6百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	63百万円
資産除去債務に対応する除去費用	0百万円
繰延税金負債合計	63百万円
繰延税金負債の純額	57百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	－	11	16	12	14	55
評価性引当額	－	△11	△16	△12	△14	△55
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	353,376	357,083
資金運用収益	286,416	303,317
貸出金利息	173,457	180,679
預け金利息	11,857	11,616
有価証券利息配当金	96,831	106,952
その他の受入利息	4,269	4,069
役務取引等収益	13,003	12,383
受入為替手数料	7,028	6,478
その他の役務収益	5,974	5,905
その他業務収益	44,435	32,731
国債等債券売却益	43,193	31,823
その他の業務収益	1,241	907
その他経常収益	9,520	8,650
貸倒引当金戻入益	4,460	-
償却債権取立益	4,536	3,800
その他の経常収益	523	4,849
経常費用	345,004	340,899
資金調達費用	5,367	4,201
預金利息	4,805	4,320
給付補てん備金繰入額	561	494
借用金利息	-	▲613
役務取引等費用	19,502	18,389
支払為替手数料	3,972	3,689
その他の役務費用	15,530	14,699
その他業務費用	12	-
その他の業務費用	12	-
経費	305,521	304,276
人件費	192,309	190,174
物件費	108,550	109,131
税金	4,661	4,969
その他経常費用	14,600	14,032
貸倒引当金繰入額	-	3,633
貸出金償却	7,254	3,607
その他の経常費用	7,346	6,791
経常利益	8,371	16,184
特別利益	-	-
特別損失	3	431
固定資産処分損	3	431
税引前当期純利益	8,368	15,753
法人税、住民税及び事業税	450	450
法人税等調整額	1,088	▲17
法人税等合計	1,538	432
当期純利益	6,829	15,320
繰越金(当期首残高)	323,483	324,654
当期末処分剰余金	330,312	339,975

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当りの当期純利益 86円93銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	330,312	339,975
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	5,657	5,825
出資に対する配当金	5,274	5,286
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
利益準備金	383	539
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	324,654	334,149

■財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和3年6月28日
興栄信用組合

理事長 清水一男

■法定監査の状況

当組合は、協同組織による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「山崎公認会計士事務所 公認会計士 山崎 真氏、伊藤伸介公認会計士事務所 公認会計士 伊藤 伸介氏」の監査を受けております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」とは、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算定方法 c. 支払時期及び方法

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払報酬
対象役員に対する報酬等	25

注1. 対象役員に該当する者は理事4名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」20百万円、「退職慰労金」4百万円であります。「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	286,416	303,317
資金調達費用	5,367	4,201
資金運用収支	281,049	299,116
役務取引等収益	13,003	12,383
役務取引等費用	19,502	18,389
役務取引等収支	▲6,499	▲6,006
その他業務収益	44,435	32,731
その他業務費用	12	-
その他業務収支	44,422	32,731
業務粗利益	318,973	325,842
業務粗利益率	1.27%	1.20%
業務純益	15,582	24,310
実質業務純益	15,582	26,026
コア業務純益	▲27,611	▲5,797
コア業務純益 (投資信託解約益を除く。)	▲35,665	▲12,917

- (注)
- 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 - 業務純益 = 業務収益 - 業務費用
 - 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 - コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用勘定、調達勘定の平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和元年度	25,036	286	1.14
	令和2年度	27,147	303	1.11
うち貸出金	令和元年度	9,150	173	1.89
	令和2年度	10,067	180	1.79
うち預け金	令和元年度	9,396	11	0.12
	令和2年度	10,313	11	0.11
うち有価証券	令和元年度	6,328	96	1.53
	令和2年度	6,606	106	1.61
資金調達勘定	令和元年度	23,795	5	0.02
	令和2年度	25,914	4	0.01
うち預金積金	令和元年度	23,785	5	0.02
	令和2年度	25,292	4	0.01
うち借入金	令和元年度	-	-	-
	令和2年度	615	0	-0.01

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度2百万円、令和2年度5百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.03	0.05
総資産当期純利益率	0.02	0.05

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(a)	1.14	1.11
資金調達原価率(b)	1.29	1.17
総資金利鞘(a-b)	▲0.15	▲0.06

預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
預 貸 率	期 末	39.10
	期中平残	38.47
預 証 率	期 末	27.31
	期中平残	26.60

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	▲20,183	7,222
支払利息の増減	▲590	▲552

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
1店舗当りの預金残高	4,765,345	5,062,284
1店舗当りの貸出金残高	1,863,348	2,107,322

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
常勤役職員1人当りの預金残高	627,019	744,453
常勤役職員1人当りの貸出金残高	245,177	309,900

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	13,003	12,383
受入為替手数料	7,028	6,478
その他の受入手数料	5,974	5,903
その他の役務取引等収益	—	1
役務取引等費用	19,502	18,389
支払為替手数料	3,972	3,689
その他の支払手数料	479	492
その他の役務取引等費用	15,050	14,207

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
国債等債券売却益	43,193	31,823
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,241	907
その他業務収益合計	44,435	32,731

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	192,309	190,174
報酬給料手当	154,064	149,941
退職給付費用	15,438	15,303
その他	22,806	24,929
物 件 費	108,550	109,131
事務費	57,229	61,239
固定資産費	19,439	19,938
事業費	9,479	6,261
人事厚生費	1,962	1,678
預金保険料	7,602	7,437
その他	12,696	12,576
税 金	4,661	4,969
経 費 合 計	305,521	304,276



自己資本比率規制 第3の柱（市場規律）に基づく開示

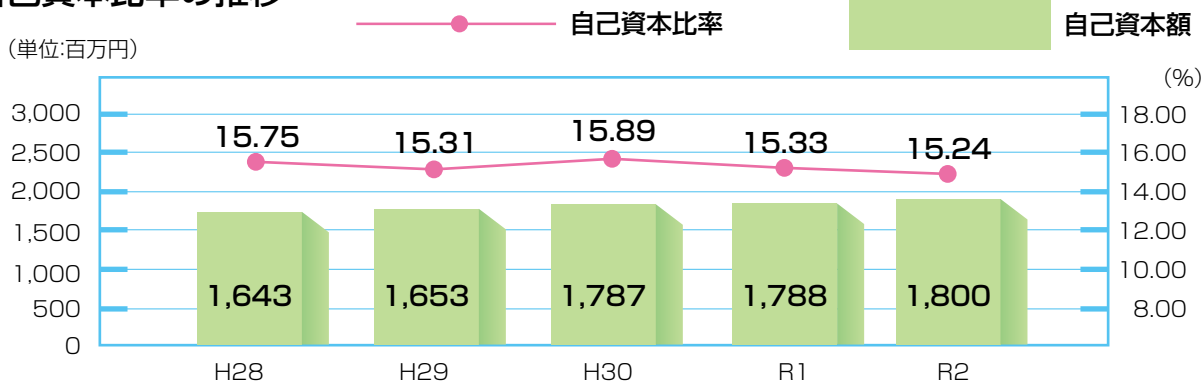
I.自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度	経過措置による 不算入額	令和2年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,786		1,797	
うち、出資金及び資本剰余金の額	175		176	
うち、利益剰余金の額	1,615		1,625	
うち、外部流出予定額 (△)	5		5	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2		3	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2		3	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,788		1,801	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0		0	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0		0	
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	1,788		1,800	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	10,971		11,115	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	688		694	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	11,659		11,809	
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	15.33 %		15.24 %	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。また、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本比率の推移



II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	10,971	438	11,115	444
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	10,936	437	11,086	443
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	2,400	96	2,506	100
(iii) 法人等向け	2,789	111	2,724	108
(iv) 中小企業等・個人向け	869	34	842	33
(v) 抵当権付住宅ローン	617	24	625	25
(vi) 不動産取得等事業向け	1,610	64	1,639	65
(vii) 三月以上延滞等	146	5	137	5
(viii) 出資等	97	3	97	3
出資等のエクスポージャー	97	3	97	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	254	10	253	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	160	6	160	6
(xi) その他	1,989	79	2,099	83
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	33	1	29	1
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	688	27	694	27
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	11,659	466	11,809	472

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフバランス取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。土地、建物、繰延税金資産、貸出金の残高が1億円を超える個人及び法人の代表者とその家族等の信用リスク・アセットを含みます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	令和元年度					令和2年度				
		信用リスク エクスポージャー 期末残高	貸出金、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ 取引	三月 以上延滞 エクス ポージャー	信用リスク エクスポージャー 期末残高	貸出金、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ 取引	三月 以上延滞 エクス ポージャー
国	内	22,591	9,362	2,831	-	197	24,873	10,592	2,772	-	187
国	外	3,198	-	2,198	-	-	3,100	-	2,349	-	-
地 域 別 合 計		25,790	9,362	5,030	-	197	27,973	10,592	5,121	-	187
製 造 業		841	335	506	-	20	1,294	335	706	-	20
農 業、林 業		209	209	-	-	-	197	209	-	-	0
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		1,145	1,145	-	-	72	1,572	1,145	-	-	66
電気・ガス・熱供給・水道業		100	-	100	-	-	200	-	200	-	-
情 報 通 信 業		1,508	-	1,507	-	-	1,608	-	1,608	-	-
運 輸 業、郵 便 業		39	39	-	-	-	36	39	-	-	-
卸 売 業、小 売 業		760	760	-	-	7	917	760	-	-	6
金 融 業、保 険 業		12,106	623	1,949	-	-	12,644	623	1,650	-	-
不 動 産 業		3,257	2,883	-	-	42	3,161	2,883	-	-	42
物 品 質 貸 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		21	21	-	-	-	50	21	-	-	-
宿 泊 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業		210	210	-	-	8	432	210	-	-	7
生活関連サービス業、娯楽業		83	83	-	-	18	125	83	-	-	18
教 育・学 習 支 援 業		43	43	-	-	-	116	43	-	-	-
医 療、福 祉		105	105	-	-	-	162	105	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス		519	519	-	-	-	610	519	-	-	-
そ の 他 の 産 業		97	97	-	-	-	89	97	-	-	-
国・地方公共団体等		1,953	389	966	-	-	1,815	389	956	-	-
個 人		1,894	1,894	-	-	27	2,080	1,894	-	-	24
そ の 他		891	-	-	-	-	855	-	-	-	-
業 種 別 計		25,790	9,362	5,030	-	197	27,973	9,362	5,121	-	187
1 年 以 下		9,856	984	314	-	-	9,596	870	214	-	-
1 年 超 3 年 以 下		1,297	496	300	-	-	1,561	761	199	-	-
3 年 超 5 年 以 下		1,359	1,159	99	-	-	1,400	876	324	-	-
5 年 超 7 年 以 下		1,607	818	289	-	-	1,631	831	300	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下		1,975	736	838	-	-	3,600	2,193	1,306	-	-
1 0 年 超		8,180	4,992	3,188	-	-	7,668	4,892	2,776	-	-
期 間 の 定 め の な い も の		726	176	-	-	-	1,762	166	-	-	-
そ の 他		787	-	-	-	-	752	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		25,790	9,362	5,030	-	-	27,973	10,592	5,121	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ取引」以外のオフバランス取引とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産全部又は一部を把握する事が困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有形固定資産、その他の資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	2	2	-	2	2
	令和2年度	2	3	-	2	3
個別貸倒引当金	令和元年度	41	36	1	40	36
	令和2年度	36	37	0	36	37
合 計	令和元年度	44	38	1	42	38
	令和2年度	38	41	0	38	41

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	令和元年度						令和2年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他				
製造業	6	6	0	6	6	—	6	6	0	6	6	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	13	10	1	12	10	5	10	10	0	10	10	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	5	5	—	5	5	—	5	8	—	5	8	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	3	2	—	3	2	—	2	2	—	2	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	7	7	—	7	7	—	7	7	—	7	7	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	5	3	0	4	3	1	3	2	0	3	2	—
合計	41	36	1	40	36	7	36	37	0	35	37	3

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
金額百万円未満は切り捨てて表示しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	2,221	—	2,062
10%	—	804	—	2,457
20%	100	12,004	100	12,933
35%	—	1,777	—	1,800
50%	1,408	218	1,505	97
75%	—	1,222	—	1,165
100%	878	4,984	1,013	4,635
150%	—	60	—	57
200%	—	—	—	—
250%	—	108	—	107
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,387	23,402	2,618	25,319

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

＜信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー＞

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		355	312	—	—	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		218	201	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		62	42	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		13	13	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		38	36	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑨その他		21	18	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には小口分散基準超過エクスポージャーが含まれます。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	63	48	63	71
非上場株式等	34	34	34	34
合 計	97	83	97	105

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

※ 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	14	230

※ 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

		IRRBB1:金利リスク			
		ΔEVE		ΔNII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	449	468	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	425	435		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	449	468	0	0
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	1,788		1,800	

(注) 金利リスクの算出手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

(9)自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

発行主体	興栄信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	176百万円

預金関係

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	6,942,802	29.2	8,358,479	29.2
定 期 性 預 金	16,842,516	70.8	16,934,496	70.8
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	23,785,319	100.0	25,292,975	100.0

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
財 形 貯 蓄 残 高	1,324	1,188

定期預金種類別残高

(単位:千円、%)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
定 期 預 金	15,506,675	100.0	15,809,856	100.0
固定金利定期預金	15,502,067	99.9	15,805,654	99.9
変動金利定期預金	4,608	0.0	4,202	0.0
その他の定期預金	—	—	—	—

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	21,670,729	90.9	22,494,707	88.8
法 人	2,155,999	9.0	2,816,715	11.1
一 般 法 人	2,079,205	8.7	2,534,294	10.0
金 融 機 関	76,781	0.3	65,909	0.2
公 金	13	0.0	23	0.0
合 計	23,826,728	100.0	25,311,422	100.0

貸出金関係

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	15,379	0.1	27,526	0.2
手形貸付	451,485	4.9	435,632	4.1
証書貸付	8,232,036	89.9	9,711,185	92.1
当座貸越	451,350	4.9	362,265	3.4
合 計	9,150,252	100.0	10,536,609	100.0

貸出金金利別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
貸出金	9,316,740	100.0	10,536,609	100.0
固定金利貸出金	4,044,048	43.4	5,309,800	50.4
変動金利貸出金	5,272,692	56.6	5,226,809	49.6

貸出金用途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	3,974,102	42.6	5,222,053	49.5
設備資金	5,342,638	57.3	5,314,556	50.4
合 計	9,316,740	100.0	10,536,609	100.0

個人ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人ローン	562,799	27.4	554,437	25.5
住宅ローン	1,490,929	72.6	1,614,105	74.4
合 計	2,053,729	100.0	2,168,542	100.0

貸出金担保別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	355,369	3.8	312,850	2.9
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	4,482,834	48.1	4,495,201	42.6
その他	50,824	0.5	34,227	0.3
信用保証協会・信用保険	951,805	10.2	2,567,932	24.3
保証	2,420,725	26.0	2,097,005	19.9
信用	1,055,179	11.3	1,029,391	9.7
合 計	9,316,740	100.0	10,536,609	100.0

(注)民間保証会社については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上していましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

債務保証見返担保別内訳

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	34,672	100.0	32,008	100.0
合 計	34,672	100.0	32,008	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	282,399	3.0	539,602	5.1
農 業、林 業	160,791	1.7	154,439	1.5
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	980,968	10.5	1,454,378	13.8
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	29,796	0.3	29,064	0.3
卸 売 業、小 売 業	726,620	7.8	883,881	8.4
金 融 業、保 険 業	621,930	6.7	625,266	5.9
不 動 産 業	2,799,732	30.0	2,555,067	24.2
物 品 質 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	21,723	0.2	45,850	0.4
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	165,225	1.8	386,646	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	78,352	0.8	111,533	1.1
教育、学習支援業	43,135	0.5	116,628	1.1
医 療、福 祉	105,116	1.1	162,110	1.5
その他のサービス	385,788	4.1	503,066	4.8
その他の産業	97,425	1.0	89,712	0.9
小 計	6,499,004	69.8	7,657,249	72.7
国・地方公共団体等	389,000	4.2	359,000	3.4
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,428,735	26.1	2,520,360	23.9
合 計	9,316,740	100.0	10,536,609	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A	
破 綻 先 債 権	令和元年度	72	61	10	100.00
	令和2年度	67	57	10	100.00
延 滞 債 権	令和元年度	200	175	25	100.00
	令和2年度	159	134	24	100.00
3カ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	18	11	0	59.21
	令和2年度	60	16	0	27.81
合 計	令和元年度	292	248	36	97.35
	令和2年度	287	209	34	84.72

*記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利子の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- 5.「担保・保証等(B)」は自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	247	212	35	247	100.00	100.00
	令和2年度	210	176	34	210	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	27	27	0	27	100.00	100.00
	令和2年度	18	18	0	18	100.00	100.00
要管理債権	令和元年度	18	11	0	11	59.21	0.25
	令和2年度	60	16	0	16	27.89	0.19
不良債権計	令和元年度	294	250	36	286	97.37	82.35
	令和2年度	289	211	34	245	84.82	44.18
正常債権	令和元年度	9,068					
	令和2年度	10,304					
合 計	令和元年度	9,362					
	令和2年度	10,594					

*記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1.「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5.「担保・保証(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

債権額及び個別引当の状況

(単位:百万円)

区 分	令和3年3月期				
	債権額 (A)	保全額 (B)	保全のない額 (C)=(A)-(B)	引当額 (D)	引当率(%) (D)÷(C)
破綻更生債権等 ①=②+③	210	176	34	34	100.00
(破綻先債権)②	(69)	(59)	(10)	(10)	(100.00)
(実質破綻先債権)③	(140)	(116)	(24)	(24)	(100.00)
危険債権 ④	18	18	0	0	100.00
破産更生等危険債権 ⑤=①+④	228	194	34	34	100.00
要管理債権 ⑥	60	16	44	0	0.19
計 ⑦=⑤+⑥	289	211	78	34	44.18

*債権額とは貸出金・債務保証見返・未収利息・仮払金の融資関連科目をいいます。

金融再生法開示債権とリスク管理債権の比較

(単位:百万円)

金融再生法(総与信)			リスク管理債権(貸出金)				計
開示債権	債権額	うち貸出金	破綻先債権	延滞債権	3ヶ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	
破綻更生債権	210	208	67	140	—	—	208
(破綻先債権)	(69)	(67)	(67)	—	—	—	(67)
(実質破綻先債権)	(140)	(140)	—	(140)	—	—	(140)
危険債権	18	18	—	18	—	—	18
要管理債権	60	60	—	—	0	60	60
小 計	289	287	67	159	0	60	287
正常債権	10,304	10,248					
計	10,594	10,536					

*記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	2	0	3	1
個別貸倒引当金	36	▲5	37	1
貸倒引当金合計	38	▲5	41	3

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	7	3



大野支店



赤塚支店



寺尾支店



酒屋支店

有価証券関係

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	205,044	3.2	99,571	1.5
地 方 債	321,231	5.1	310,885	4.7
社 債	2,182,872	34.5	2,401,707	36.4
株 式	90,466	1.4	98,012	1.5
そ の 他 の 証 券	3,528,853	55.8	3,695,983	55.9
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—
合 計	6,328,468	100.0	6,606,159	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

公共債引受額

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
国 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—
合 計	—	—

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:千円)

項 目	取得価格または契約価格	時 価	評 価 損 益	
有 価 証 券	令和元年度末	6,509,014	6,481,217	▲ 27,797
	令和2年度末	6,872,103	6,850,517	▲ 21,586
金 銭 の 信 託	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

有価証券の種類別残存期間別残高

●令和元年度

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのない	合 計
国 債	—	—	103,397	—	—	—	—	103,397
地 方 債	—	—	107,781	—	122,899	109,018	—	355,446
社 債	100,730	100,808	—	102,877	307,604	1,802,907	—	1,863,233
株 式	—	—	—	—	—	—	83,260	83,260
外 国 証 券	202,491	101,180	—	207,412	392,803	1,317,719	—	2,244,430
そ の 他 の 証 券	—	—	90,400	517,700	393,730	—	344,300	1,402,120
合 計	303,220	201,988	301,577	827,988	1,217,035	3,229,643	427,560	6,509,014

●令和2年度

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのない	合 計
国 債	—	102,238	—	—	—	—	—	102,238
地 方 債	—	105,933	—	36,315	107,875	76,454	—	326,578
社 債	100,281	—	103,395	202,790	535,897	1,628,142	—	2,570,506
株 式	—	—	—	—	—	—	105,904	105,904
外 国 証 券	101,020	—	216,036	99,720	700,277	1,122,158	—	2,239,211
そ の 他 の 証 券	—	102,220	193,890	510,970	109,670	—	610,915	1,527,665
合 計	201,301	310,392	513,321	849,795	1,453,719	2,826,755	716,819	6,872,103

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	99	101	1	—	—	—
	小 計	99	101	1	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	300	297	▲ 2	—	—	—
	その他	350	323	▲ 26	350	328	▲ 21
	小 計	650	620	▲ 29	350	328	▲ 21
	合 計	749	722	▲ 27	350	328	▲ 21

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	71	63	7
	債券	1,581	1,521	60	2,599	2,510	89
	国債	103	99	3	102	99	2
	地方債	339	316	23	326	306	20
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,138	1,105	33	2,170	2,104	66
	その他	1,980	1,879	100	2,430	2,279	150
	小 計	3,561	3,400	161	5,100	4,853	247
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	48	63	▲ 14	—	—	—
	債券	976	1,103	▲ 26	399	403	▲ 3
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	976	1,103	▲ 26	399	403	▲ 3
	その他	1,137	1,236	▲ 99	986	1,000	▲ 13
	小 計	2,162	2,303	▲ 140	1,386	1,403	▲ 17
	合 計	5,724	5,703	20	6,487	6,256	230

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	34	34
非上場株式	34	34
非上場外国証券	—	—

金銭の信託

該当ありません。



その他の業務

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分		令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会		34,672	32,008
商工組合中央金庫		—	—
日本政策 金融公庫	(中小企業事業)	—	—
	(国民生活事業)	—	—
住宅金融支援機構		39,486	32,853
合 計		74,158	64,861

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度
		金 額	金 額
送金・振込	仕 向	6,109	6,061
	被 仕 向	4,363	5,519
代金取立	仕 向	389	1,007
	被 仕 向	292	217

主な手数料一覧

種 類			手 数 料		
			窓 口	ATM利用	
振 込	当組合宛	同一店内	3万円未満	110円	0円
		同一店内	3万円以上	330円	0円
		他の支店	1万円未満	110円	110円
			1万円以上3万円未満	220円	110円
	他行宛	電信扱い	3万円以上	440円	220円
			1万円未満	440円	330円
		1万円以上3万円未満	550円	440円	
			3万円以上	770円	660円
		文書扱い	1万円未満	330円	—
			1万円以上3万円未満	440円	—
3万円以上	660円	—			
送 金	電 信	本支店宛	440円		
		他行宛	880円		
	普 通	本支店宛	440円		
		他行宛	660円		
組 戻 料		660円			
定額自動送金	当組合宛	同一店内	110円		
		他の支店	1万円未満	110円	
			1万円以上3万円未満	220円	
	他行宛	電信扱い	3万円以上	440円	
			1万円未満	440円	
			1万円以上3万円未満	550円	
3万円以上	770円				
取立手数料等	同一手形交換所内	割引手形・担保手形・受入証券等	220円		
	同一手形交換所外	集中取立(普通扱い)	660円		
		個別取立(至急扱い)	880円		
	組 戻 料		660円		
	店 頭 呈 示 料		660円		
不 渡 手 形 返 却 料		660円			

種 類			手 数 料	
でんさいネット	発 生 記 録		330円	
	決 済 (入 金) 手 数 料		220円	
	譲 渡 記 録		220円	
	分 割 記 録		330円	
	変 更 記 録		330円	
	開 示 請 求 (書 面)		3,300円	
	支 払 不 能 情 報 照 会 (書 面)		3,300円	
	残 高 証 明 書 発 行 (都 度 ・ 書 面)		4,400円	
	残 高 証 明 書 発 行 (定 例 ・ 書 面)		1,650円	
	自らが保有するでんさいの債務者について貸倒引当金繰入事由が生じていることを証明する場合、貸倒引当金繰入事由に係る証明書		1,650円	
各種発行手数料	当座預金	小切手帳(1冊50枚)	440円	
		約束手形帳(1冊25枚)	440円	
	マル専手形	口座開設手数料	3,300円	
		手形用紙1枚当り	550円	
	通帳・証書・カード再発行	1冊・1枚	1,100円	
	出資証券再発行	1枚	1,100円	
	残高証明書	1通	550円	
利息証明書	1通	550円		
融資証明書	1通	3,300円		
両替手数料	窓口扱い	両替枚数	1枚~49枚	無 料
			50枚~300枚	110円
			301枚~500枚	220円
			501枚~1,000枚	330円
			1,001枚~2,000枚	660円
			2,001枚以上	1,000枚毎に330円加算
融資関係	住宅ローン新規取扱手数料		49,500円	
	住宅ローン固定金利(再)選択手数料		5,500円	
	住宅ローン全額繰上返済手数料		5,500円	
	住宅ローン一部繰上返済手数料		5,500円	
	融資条件変更(期間、償還額)手数料		1,100円	
	返済明細表再発行手数料		550円	
その他	不動産担保調査手数料		郵送料、交通費、謄本代等実費	
	株式等払込手数料	5千万円未満	2,700円/1,000円	
		5千万円以上	2,160円/1,000円	

※当組合の組合員は、同一店内の窓口でのお振込及び両替300枚以下までの手数料が無料となります。

主要な事業の内容













預金業務

種類		商品内容	期間	お預け入れ金額
総合口座		普通預金と定期預金をセット。受取る、支払う、借りるの3つが一冊の通帳になっています。ご融資は定期預金の90%（最高300万円）までご利用になれます。	普通預金は出し入れ自由	普通預金 1円以上 定期預金 各種定期の限度額
貯蓄預金		普通預金の手軽さ、便利さ、定期預金を反映した高利回りの預金です。残高が基準残高以上の場合、その期間有利な金利が適用されます。 I型基準残高30万円以上 II型基準残高10万円以上	いつでも出し入れ自由	1円以上
普通預金		出し入れ自由で、家計簿代わりに便利なお預金です。公共料金等の自動支払い、キャッシュカード(CD)の利用ができます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
当座預金		商取引代金の決済に便利で安全な小切手、手形がご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
納税準備預金		納税準備のご預金です。税金が楽に納められ利息も普通預金より高く、そのうえ非課税となります。	ご入金自由 お引き出しは納税時	1円以上
定期預金	スーパー定期	多様化する資金運用にお応えできる預金です。短期間でも有利な運用ができ、しかも確定利回りですから安心です。	1か月以上 5年以内	100円以上 1,000万円未満
	大口定期	この預金の適用利率は、その時の市場金利を参考に決定し、高利回りで大口資金の運用に適しております。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利で有利な便利さを備えた預金です。1年据置後は1か月以上前の連絡により、自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しがいただけます。	据置期間1年 1年以上 3年以内	100円以上
	変動金利定期預金	6か月毎に金利情勢に応じて適用利率を変動します。	1年・2年・3年	100円以上
	積立定期預金	定期預金と定期積金をパックした預金で、目的に合わせた資金づくりに有利です。	・満期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	スーパー積金	毎月一定額の積立により、将来の目標実現の備えに最適な商品です。	6か月以上 7年以内	100円以上
譲渡性預金		短期の大口資金運用に便利な預金で、満期日以前に譲渡することもできます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上
財形預金	「勤労者財産形成促進制度」に基づく給与・賞与からの天引き預金です。			
	財形年金預金	満60才以降に積立預金を年金形式でお受取になれます。財形年金預金と財形住宅預金は合算して元金550万円以内まではお利息は非課税です。	積立期間 5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得資金の貯蓄を目的として、準備してください。		
一般財形預金	教育資金・結婚資金等の準備に備えてください。	積立期間 3年以上		



ご融資／個人向け融資

★…Web受付可能ローン

種 類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間
 住宅ローン	住宅の新築、購入、土地の購入、他金融機関借換等、マイホームプラン実現のお手伝いをします。	6,000万円以内	35年以内
 リフォームローン★	住宅の増改築、修繕、造園資金等により快適な住まいづくりのお手伝いをします。	500万円以内	10年以内
 目的ローン	ご結婚、ご旅行、家具購入資金等目的に応じてご利用いただけます。(事業性資金は除きます)	500万円以内	7年以内
 フリーローン フリーローンチョイス★	ご結婚、ご旅行、マイカー資金等お使いみちはご自由です。(事業性資金は除きます)	1,000万円以内 (Web 500万円以内)	10年以内
 マイカーローン カーライフローン★	自動車、自動二輪車の購入、修理、車検費用等、車に関するすべての費用についてご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
 教育ローン 奨学ローン★	受験料、入学費用、授業料、アパート代等入学時、在学時に必要な費用についてご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
 まとまるくん	金融機関、信販、消費者金融等の他社借入をおまとめするための資金です。(事業性資金は除きます)	10万円～ 500万円以内	10年以内
 おてがるくん	生活費、冠婚葬祭費、他債務借換、事業資金等お使いみちに制限はありません。	200万円以内	5年以内
 こういスピードローン★	お使いみちは自由です。ローン・クレジット等のおまとめも可能です。	10万円～ 500万円以内	6ヵ月～ 10年以内
 カードローン	お使いみちは自由です。急な出費にもお役に立ち、ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただける便利なカードです。	300万円以内	3年自動更新
 カードローン アラカルト★	お使いみちは自由で年収・勤続年数に制限のない小口カードローンです。	300万円以内	1年自動更新
 保険料ローン	積立傷害保険、長期総合保険等の保険料一括払いにご利用いただけます。	保険料相当額	保険満期日内

ご融資／事業者向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間
一般のご融資	割引手形……一般商業手形の割引をご利用いただけます。 手形貸付……商品の仕入等事業に必要な短期運転資金をご利用いただけます。 証書貸付……店舗新築、機械整備等事業に必要な長期設備資金をご利用いただけます。 当座貸越……一定の貸越契約額まで当座決済資金をご利用いただけます。		
事業者カードローン (信用保証協会保証付)	カードで事業資金がスピーディにご利用いただけます。ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます。	無担保保証型 100万円～500万円 有担保保証型 100万円～2,000万円	2年以内 (更新が可能です)
ビジネスローン	事業に必要な運転資金、設備資金等事業資金 (全国しんくみ保証(株)の保証付)	個人事業主 500万円以内 法人 1,000万円以内	5年以内
こういスピードローン★	事業に必要な運転資金、設備資金等お使いみちはご自由です。(法人は除きます。) (株)クレディセゾン保証付)	10万円～ 500万円以内	6ヵ月～ 10年以内
シンプルカードローン	事業に必要な仕入資金、什器、備品購入等、運転資金、設備資金等目的に応じて自由にご利用いただけます。	100万円～ 2,000万円	2年以内 (更新が可能です)
シンプルカードプライムα	事業に必要な運転資金、設備資金等目的に応じて自由にご利用いただけます。	100万円～ 500万円	2年以内 (1回の更新が可能です)
シンプルカードプライム	事業に必要な運転資金、設備資金等目的に応じて自由にご利用いただけます。 (ライフカード(株)保証付)	10万円～ 500万円	法人の場合 3年(継続審査のうえ 更新が可能です) 個人事業主、法人代表者 の場合 1年自動更新
栄農ローン	農業を営む個人又は法人に対する運転・設備資金 (原則300万円超は新潟県農業信用基金協会保証付)	運転300万円以内 設備1,000万円以内	7年以内
地方公共団体制度融資	新潟県、新潟市による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱いしております。		
代理貸付業務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などの政府系金融機関、全国信用協同組合連合会の取扱窓口として各種代理業務をお取扱いしております。		

各種サービスのご案内

種 類	内 容																
自動預金・払出機 (ATM)	カード1枚で引き出し、預入できるATMが全店に設置されています。 本店、赤塚支店:平日AM8:00~PM8:00。土曜日、日曜日、祝祭日はAM9:00~PM5:00までご利用できます。 大野支店、寺尾支店、酒屋支店:平日AM8:45~PM5:30までご利用できます。																
キャッシュサービス	<p>全国の金融機関の現金自動預払機(CD.ATM)での「出金・残高照会」がご利用頂けます。相互入金提携金融機関(※1)、セブン銀行、ゆうちょ銀行のATMでは「入金・出金・残高照会」がご利用できます。</p> <p>他の金融機関等のATMのご利用は、「残高照会」および後記①、②の無料化手数料以外のご利用については手数料がかかります。</p> <p>※1 「相互入金提携金融機関」とは、全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関を言います。県内全ての信用組合でお取扱いただけます。</p> <p>①全国信組ネット状況 全国の信用組合が提携して、現金自動預払機(CD.ATM)の利用手数料を無料化しております。 当組合は、このネット網「しんくみお得ねっと」サービスに参加しておりますので、「こうえい」のキャッシュカードは全国のどこでもお得で便利にお使い頂けます。(出金・残高照会にご利用いただけます。)</p> <p>※「しんくみお得ねっと」の取扱時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曜 日</th> <th>お取扱時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日(月~金)</td> <td>8:45~18:00</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>9:00~14:00</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>当信用組合の通帳 → 提携信用組合の対応ATMで記帳できます。 ※一部ATMは対応しておりません。 対応ATMには 通帳記帳提携 対応ATM のステッカーを貼付しています。 提携信用組合の通帳が記帳できます</p> </div> <p>「総合口座」「普通預金」「貯蓄預金」「納税準備預金」の通帳のみ対象となり、「通帳記帳」取引により利用可能です。</p> <p>②セブン銀行とのATM利用提携 全国のセブンイレブンやイトーヨーカドーに設置してあるセブン銀行のATMで、当組合のキャッシュカードでの「お引出し」「お預入れ」「残高照会」にご利用いただけます。 平日の8時45分~18時および土曜日の9時~14時の時間帯では「お引出し」「お預入れ」とともに手数料が無料でご利用いただけます。 (上記時間帯以外のご利用および日曜、祝日、年末は110円の手数料がかかります。)</p> <p>※「セブン銀行」の取扱時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曜 日</th> <th>お取扱時間帯</th> <th>曜 日</th> <th>お取扱時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日(月~金)</td> <td>0:00~4:00</td> <td rowspan="2">土・日・祝日</td> <td>0:00~4:00</td> </tr> <tr> <td>4:10~24:00</td> <td>4:10~24:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2、第4日曜日の前日 23:48~当日7:00の間は利用できません。</p>	曜 日	お取扱時間帯	平日(月~金)	8:45~18:00	土曜日	9:00~14:00	曜 日	お取扱時間帯	曜 日	お取扱時間帯	平日(月~金)	0:00~4:00	土・日・祝日	0:00~4:00	4:10~24:00	4:10~24:00
曜 日	お取扱時間帯																
平日(月~金)	8:45~18:00																
土曜日	9:00~14:00																
曜 日	お取扱時間帯	曜 日	お取扱時間帯														
平日(月~金)	0:00~4:00	土・日・祝日	0:00~4:00														
	4:10~24:00		4:10~24:00														
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店での買物代金をキャッシュカードで支払うことができます。																
クレジットカード	しんくみピーターバンカードの取扱いをしております。																
給与振込サービス	給与・賞与の振込指定ができます。																
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金等の振込指定ができます。																
配当金の自動受取サービス	配当金を指定口座に直接振込指定ができます。																
保護預りサービス	重要書類・貴重品等を安全、確実にお守りいたします。出し入れ自由で手軽にご利用いただけます。(本店)																
夜間金庫	当組合の営業終了後、売上金を安全に保管し、翌営業日にご指定の預金口座に入金いたします。(本店)																
各種自動支払サービス	公共料金・各種税金、保険料、クレジット代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。																
株式の払込み	会社の設立や、増資をなさる場合の株式払込金の受け入れ委託事務のお取り扱いをしております。																
為替サービス	全国どこの金融機関へでもご送金、お振込、手形・小切手などの取立てが安全・確実にてできます。																
てんさいネット	全国の銀行間ネットワークを活用して、金融の円滑化・効率化を図ることができます。																

※ 提携金融機関の手数料は、金融機関により相違いたします。

代理業務 当組合では、次の業務を取り扱っております。

(株)日本政策金融公庫代理店

(株)商工組合中央金庫代理店

新潟県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関

新潟県収納代理金融機関

独立行政法人労働者退職金共済機構代理店

独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店

新潟県収入証紙取扱店

新潟市収納代理金融機関

独立行政法人住宅金融支援機構代理店

全国信用協同組合連合会代理店

開示項目一覧

概況・組織

1	経営理念・経営方針	1
2	組織	2
3	役員一覧	2
4	職員数	3
5	店舗一覧	2
6	営業地区一覧	2
7	経営環境・事業概況	4
8	組合員数・出資金等	3
9	リスク管理情報	6・31・32
10	コンプライアンス(法令等遵守)	6
11	総代会	8・9
12	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	10・11
13	法定監査の状況	20

経理・経営内容

14	主要な経営指標の推移	4
15	貸借対照表	17・18
16	損益計算書	19
17	剰余金処分計算書	20
18	財務諸表の適正性及び内部監査の 有効性に関する事項	20
19	業務純益・粗利益	21
20	総資産利益率	21
21	総資金利鞘	21
22	単体自己資本比率(国内基準)	4
23	自己資本の構成に関する事項	24
24	自己資本の充実度に関する事項	25
25	信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	26
26	信用リスク削減手法に関する事項	28
27	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	28
28	証券化エクスポージャーに関する事項	28
29	出資等エクスポージャーに関する事項	28
30	リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	28
31	金利リスクに関する事項	28
32	自己資本調達手段の概要	29
33	資金運用・調達勘定の平均残高等	21
34	受取利息および支払利息の増減	22
35	役務取引の状況	22
36	その他業務収益の内訳	23
37	常勤役員1人当りの預金および貸出金残高	22
38	1店舗当りの預金および貸出金残高	22
39	預貸率	21
40	預証率	21
41	経費の内訳	23

資金運用

42	預金種目別平均残高	29
43	財形貯蓄残高	29
44	定期預金種類別残高	29
45	預金者別預金残高	29
46	貸出金種類別平均残高	30
47	貸出金業種別残高・構成比	31
48	貸出金金利別残高	30
49	貸出金使途別残高	30
50	個人ローン・住宅ローン残高	30
51	貸出金担保別残高	30
52	債務保証見返担保別内訳	30
53	破綻先債権額	31
54	延滞債権額	31
55	3か月以上延滞債権額	31
56	貸出条件緩和債権額	31
57	貸倒引当金の内訳	33
58	貸出金償却額	33
59	有価証券の種類別残存期間別残高	34
60	有価証券種類別平均残高	34
61	公共債引受額	34
62	有価証券、金銭の信託等の取得価格 または契約価格、時価及び評価損益	34
63	満期保有目的の債券	35
64	その他有価証券	35
65	時価評価されていない有価証券の 主な内容及び貸借対照表計上額	35
66	金銭の信託	35

その他の業務

67	主な手数料一覧	36
68	代理貸付残高の内訳	36
69	内国為替取扱実績	36

その他

70	沿革・あゆみ	3
71	こうえいと地域	12・13
72	主要な事業の内容	37・38・39
73	トピックス	14・15
74	報酬体系について	20

苦情相談窓口

フリーダイヤル

0120-607-999

ホームページ

<http://www.kouei.shinkumi.jp/>



2021 DISCLOSURE
KOUEI SHINYO KUMIAI